

商工業振興基本条例が施行されました！

条例案の検討経過
市では、商工業の振興につ
いて基本的な事項を定めるた
め、学識経験者、商工業団体
職員、商工業関係者、市民、
計10人で構成される産業振興
検討懇談会を平成17年9月に
設置し、商工業振興基本条例
案の検討等を進めてきまし
た。

市長への報告
懇談会では、とりまとめた
条例案をもとにパブリックコ
メント(市民意見提出手続)
制度を実施し、平成18年2月

7日に市長に報告しました。
3月の市議会定例会で可決
・成立した条例は、懇談会が
報告した内容を反映し、必要
な修正を加えたものとなつて
います。条例は平成18年4月
1日から施行されました。
条例の概要
第1条で条例の目的、第2
条で基本理念を定めていま
す。第4条から第7条では、
事業者、商店会等、商工会と
市、市民等がそれぞれ果た
す役割を明記しています(左
図参照)。

皆さんのご協力をお願い
します！
商工業の振興は、事業者、
商店会等、商工会、市と市民
等が一体となり取り組んでい
くことにより、市民生活の
向上と地域社会の活性化につ
ながります。たとえば、商店
街は買い物をする場であるだ
けでなく、イベント事業を行
ったり、街路灯などで街を明
るく活気付けることにより、
地域の核としてにぎわいと交
流の場となっています。商
店会等が行うイベント事業へ
の参加や協力などを通して、
商工業の健全な発展に皆さん
もご協力ください。

第3条 定義
各用語の定義

第7条 市民等の
役割
市民及び第3条に
規定する団体等に携
わる者は、商工業の
健全な発展に協力す
るよう努める。

第6条 商工会等及
び市の役割
事業者の自主的な活
動を促進し、支援す
るため、融資のあっ
せん、創業に対する
支援、経営の安定・革
新や異分野事業者の
連携における指導・
相談、各種情報の提
供等の事業を行う。

第5条 商店会等の役割
自らの活性化に関する計画等
を策定し、その推進・普及に
努める。
商店会等への加入等及びにぎ
わいと交流の場となる事業へ
の理解を、その商店街に活動
の拠点があるすべての事業者
に醸成するよう努める。
交通渋滞の緩和等、利用者の
利便の確保と生活環境の悪化
の防止、改善に努める。(大規
模小売店舗を営む者を含む)

第2条 基本理念
商工業の振興は、地域経済が市民生活の礎であることにかんがみ、事業者、
商店会等、商工会等、市及び市民が一体となって推進していく。

第1条 目的
西東京市内の商工業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、
市民生活の向上と活力ある地域社会を構築していく。

第4条 事業者の役割
自らの創意工夫及び自助努力
市民の健康、安全、自然環境
に配慮した活動を行い、子ど
も、高齢者、障害者が利用し
やすい環境整備に努める。
雇用の促進に努める。
商店会等への加入及びその活
動に協力することに努める。
にぎわいと交流の場となる事
業を商店会等が実施するときは、
応分の負担等、その事業
に協力するよう努める。

第8条 委任

認定農業者制度を推進します

経営改善を目指す

農家の皆さんを支援します!!

市では、認定農業者制度を
推進します。認定農業者制度
とは、市の農業振興を図るた
め策定した市農業基本構想に
基づき、市内で農業を営んで
いる方が、経営の改善や生産
方式の合理化などを図るため
の計画

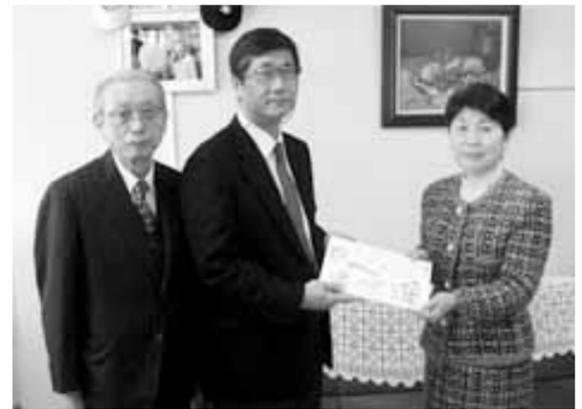


の計画
(農業経
営改善計
画)を作
成し、そ
の計画を
市長が認
定し、市
および関

係機関が支援する制度です。
認定されると、研修、経営相
談、低金利での融資などの支
援が受けられます。
認定を受けるには
経営改善の方向や経営規模
の拡大に関する目標、生産方
式・経営管理の合理化などに
ついてまとめた5年間の「経
営改善計画」を作成し、市に
申請をします。申請後、市が
内容を審査し、基準を満たせ
ば、認定を受けることができ
ます。
認定農業者になると
次のような支援を受けるこ

とができます。
低金利の融資
経営改善
に必要な研修
経営相談
農業者年金の助成
その他です。
詳細は、制度説明会にて。
制度内容・申請方法の説明
会
とき 5月11日(木)午後
7時から
ところ 保谷庁舎東分庁舎
産業振興課(☎☎内線1441)
農産物マップの訂正
「西東京市農作物マップ」の
農産物直売所一覧の特徴欄に
「有機栽培」「90%有機栽培」
「有機」とあるのは誤記でし
た。削除をお願いします。と
もに、お詫びいたします。
産業振興課(☎☎内線1441)

西東京市スポーツ振興計画
を策定しました



教育委員会では、平成16年
度に行ったスポーツに関する
アンケート調査等を基礎資料
として、今後のスポーツ振興
施策を定めた「西東京市スポ
ーツ振興計画」を策定しまし
た。
去る3月30日に策定にかか
わっていたいたいたスポーツ振
興計画策定懇談会会長、副会
長、スポーツ振興計画策定委

員会会長から教育長へ、計画
策定を報告しました。
なお、西東京市スポーツ振
興計画は、両庁舎情報公開コ
ーナーで、1冊千700円で販売
しています。
また、市ホームページでも
ご覧になれます。
スポーツ振興課(☎☎内線
2714)

障害福祉計画
検討委員会委員
を募集します

内容 障害福祉計画の策定に向けた検討
会議数 月1回程度を予定(平日昼間または夜間)
募集人数 2人
選考方法 作文による選考。「障害福祉について思うこと」を800字程度
にまとめ、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業を明記し、5
月15日(月)(必着)までに〒202 8555 西東京市役所保谷庁舎障害福祉課へ
郵送または持参
謝金 1回2千円
任期 平成18年5月から年度内
障害福祉課(☎☎内線2341)

75歳以上アンケート調査実施と
ご協力をお願い
いつまでも住み慣れた地域
で安心して生活を続け、思い
がけない緊急時の対応を速や
かに行われることを目的に、
民生委員が75歳以上の高齢者
宅へ訪問してアンケート調査
を実施中です。ご理解とご協
力をお願いいたします。
調査対象基準日および対象
者 平成18年4月1日現在75
歳以上の方(対象者全員へ案
内のはがきを送付していま
す)
訪問実施期間 5月1日(
7月31日)
訪問者 民生委員(民生委
員が欠員の地域は、地域包括
支援センター職員または市職
員)
高齢者支援課地域支援係
(☎☎内線2337、2349)

「西東京市環境白書」に関する
「ご意見を募集します」
平成16年度版環境白書を作成しました

西東京市環境基本条例で
は、市長は、毎年、市の環境
の現状と環境の保全等に関す
る施策について年次報告書を
作成し、公表するとともに、
年次報告書に対する市民の意
見を聴くために必要な措置を
講じるものとされています。
そこで、このたび平成16年
度環境白書を作成しましたの
で皆さんにお知らせするとと
もに、市の環境への取組等に
対してご意見を募集します。
なお、白書の全文は、市の
ホームページまたは両庁舎の
情報公開コーナー等でご覧に
なれます。冊子をご希望の方
は環境保全課までご相談くだ
さい。
環境白書の目的
環境白書は、西東京市環境
基本条例第16条に定めてい
る、環境の状況や環境の保全
などに関する市の取り組みに
ついての報告を行い、市民の
皆さんの意見を聴くことによ
り、よりよい環境をつくるた
めにつとめるものです。
また、市の環境に関する取
り組みは、環境基本計画を踏
まえて進めることになってお
り、それぞれの環境事業の進
捗状況をまとめたものが環境
白書になります。内容として
は、環境基本計画で示してい
る4つの基本方針を柱に構成
されています。
良好な生活環境を確保し
て、健康で心豊かに過ごす
都市のみどりをみながら支
え、自然と共生して生きる
生活と産業のあり方を見直
し、地域に適した循環型社会
を実現する
みんなの知恵と努力と参加
によって良好な環境を確保し
て、これを将来の世代に引き
継ぐ
「ご意見の提出方法等
対象 市内在住・在勤・在
学の方
提出方法 次のいずれかの
方法で、住所・氏名を明記し
て提出してください。
郵送の場合 はがきまたは
封書で〒202 8555 西東京市役所
保谷庁舎環境保全課へ
ファクス(☎☎042・43
8・6282) 環境保全課へ
電子メールの場合 市のホ
ームページから
受付期間 5月1日~31日
(必着)
提出されたご意見等に個別
の回答は行いませんが、次年
度の白書作成の参考とさせて
いただきます。
環境保全課(☎☎内線215)